

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、所得が下がった子育て世帯の生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。必要な書類を準備し、子ども支援課に直接ご提出ください。なお、書類を見ながら聞き取りを行いますので、時間に余裕をもってお越しください。

ひとり親世帯分

【対象】 次のいずれかに該当する人

- ① 公的年金等*を受給していることにより、4月分の児童扶養手当を受給していない人（児童扶養手当の支給制限額を下回る人に限ります。また、同居している家族がいる場合は、家族の所得も審査対象となります。）
*遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなどし、収入が児童扶養手当を受給している人と同水準となっている人
※令和3年4月分の児童扶養手当が支給された人も本給付金の対象となりますが、該当者には5月11日（火）に支給済みです。

【給付金額】 児童1人当たり **5万円**

【提出書類】 申請書のほか、本人確認書類、振込口座が分かる書類等が必要となります。詳細は子ども支援課に問い合わせいただくか市HPをご確認ください。

【受付期限】 令和4年2月28日（月）まで

【受付場所】 子ども支援課児童担当 ☎71・2255 ID 77085

ひとり親世帯以外の世帯分

【対象】

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童*（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等で下表の両要件を満たす人（ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く）
*令和3年4月2日から令和4年2月28日に生まれた新生児も対象となります。

【受給者要件】

養育に関する要件		所得に関する要件
1	児童手当を受給していること	令和3年度の市町村民税均等割が非課税となっていること
2	特別児童扶養手当を受給していること	
3	15歳から18歳までの児童のみを養育していること（平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童）	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、市町村民税均等割が非課税となる人と同水準であること（※収入見込み額の申告が必要です。）
4	児童手当を受給していること	
5	特別児童扶養手当を受給していること	
6	15歳から18歳までの児童のみを養育していること（平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童）	

【給付金額】 児童1人当たり **5万円**

【提出書類】 上の表1・2に該当する人は提出不要です。3～6に該当する人は、申請書のほか、本人確認書類、振込口座が分かる書類等が必要となります。また、その他の書類をお願いする場合があります。詳細は子ども支援課に問い合わせいただくか市HPをご確認ください。

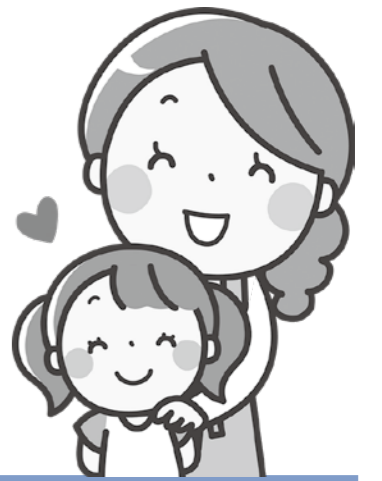
令和3年度市町村民税の課税状況に基づき審査を行いますので、未申告の人は至急申告してください。また、令和2年中の収入が無い人も申告が必要です。

【受付期限】 令和4年2月28日（月）まで

【受付場所】 子ども支援課児童担当 ☎71・2255 ID 79353



ひとり親世帯の皆さん 児童扶養手当のご案内



見 児童扶養手当は、父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等へ支給される手当です。

児童扶養手当

【対象】 次のいずれかの条件を満たす児童を養育する父、母、養育者

- ▷ 父母が離婚した児童 ▷ 父または母が死亡した児童 ▷ 父または母の生死が明らかでない児童
- ▷ 父または母が重度の障がいの状態（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ▷ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷ 父または母がDV保護命令を受けた児童
- ▷ 母が婚姻によらないで生まれた児童 ▷ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ※ 父または母、養育者、児童が日本国内に住所を有しないときや、父または母が事実婚状態にある等の場合は、対象外となります。

【支給金額】

区分	月額	児童加算額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給	43,160円	10,190円	6,110円
一部支給	所得に応じ10,180～43,150円	所得に応じ5,100～10,180円	所得に応じ3,060～6,100円

【支給制限（右表）】

所得制限があります。受給者以外に、同居親族（扶養義務者）の所得も審査対象となります。

【受付期間】

通年受け付けています。新規認定で申請する場合は子ども支援課へご連絡ください。

扶養親族数	父、母、養育者		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

◆児童扶養手当の認定を受けている人は毎年現況届の提出をお願いします

受給資格の審査と前年の所得状況を確認するため、現況届を毎年提出する必要があります。一昨年の所得が多く、所得制限の範囲を超えたために現在手当の支給が停止となっている人も提出が必要です。提出が必要な人には、8月上旬に現況届を郵送します。期間中に必要書類を持参の上、必ず本人が手続きをしてください。代理人や郵送での提出はできません。届け出がない場合、11月以降の手当が受けられません。

【受付期間】 8月2日（月）から31日（金）まで

【受付場所】 子ども支援課児童担当、各支所

☎71・2255 ID 63644

ご注意ください！

- ▷ 2年間届け出をしないと受給資格がなくなります。
- ▷ 該当者にのみ送付している「児童扶養手当一部支給停止適用除外届出書」は、提出期日以降に提出されたとき、手当額が2分の1に減額される場合があります。

